

対応準備は進んでいますか？

パートタイム・有期雇用・  
 派遣労働者の方を  
 採用予定・雇用して  
 いる事業所は必聴!!

# 同一労働・同一賃金 実務対応のポイント

2019年4月から施行されている「働き方改革関連法」により、企業は時間外労働の上限規制、年次有給休暇の5日取得の義務化、同一労働・同一賃金などに順次対応が迫られております。

このうち2020年（中小企業は2021年）4月1日から、「同一賃金・同一労働」の名のもとに、同一企業内において正規労働者と非正規労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与、手当など個々の待遇ごとに「不合理」な待遇差が禁止されます。

そこで「同一賃金・同一労働」の実務対応に当たってのポイントを、地元の現役の社会保険労務士が丁寧に説明するセミナーを開催します。

- 【日 時】 令和2年1月16日（木）14:00～16:00
- 【場 所】 三島商工会議所 4階会議室B
- 【講 師】 いそべ社労士オフィス 社会保険労務士 磯部 孝平 氏
- 【内 容】 ①パートタイム・有期労働法の改正  
 ②労働派遣法の改正  
 ③同一労働同一賃金への対応
- 【受講料】 無 料
- 【定 員】 20名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 【主 催】 三島商工会議所 労働委員会
- 【申 込】 FAXまたは下記のQRコードよりお申込みください。
- 【問合せ】 三島商工会議所 経営支援課 担当 宇水 TEL：055-975-4441



三島商工会議所 経営支援課 行 FAX：055-972-2010

## 1月16日 同一労働・同一賃金実務対応のポイント セミナー 受講申込書



QRコードからも  
 申込みいただけます。  
<https://forms.gle/NrQ4tnMUexuGvd4w6>

会社名			
受講者名 (役職)	( )	( )	( )
住 所	(〒 - )		
TEL		FAX	
E-mail	<input type="checkbox"/> メールでの商工会議所からの セミナー案内を希望しない		

※お申込みの際にご提供いただいたお客様の情報は、当セミナーの申込受付の管理、運営上の管理のために利用するほか、三島商工会議所が主催する各種事業のご案内のために利用させていただく場合がございます。